

株主各位

**第20回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

連結計算書類の連結注記表	1 頁
計算書類の個別注記表	20頁
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	29頁
会計監査人の監査報告書	31頁
監査等委員会の監査報告書	33頁

株式会社 S H I F T

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 38社

(2) 主要な連結子会社の名称

ALH株式会社

株式会社ホープス

株式会社システムアイ

株式会社エスエヌシー

株式会社ヒューマンシステム

当連結会計年度において、発行する全ての株式を取得したことにより株式会社KINSHA他3社を、新たに設立したことにより2社を、それぞれ連結の範囲に含めております。

また、吸収合併に伴い消滅したことにより8社を連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

(2) 主要な関連会社の名称

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ

株式会社ライズ・コンサルティング・グループについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHIFT ASIA CO., LTD. の決算日は6月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、SHIFT USA Inc. の決算日は5月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は、移動平均法により
算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～38年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（1～17年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロ（残価保証額の取り決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく当社及び連結子会社の従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度における株式の交付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、ソフトウェアテストサービスを中心としてソフトウェアの品質保証サービスやソフトウェアの品質向上のためのソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスを展開しております。これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しております。ただし、当社グループが代理人に該当する取引では、取引価格を、顧客から受け取る対価から関連する原価を控除した純額により算定しております。主たる代理人取引としては、インターネット広告における広告枠販売及びLINEを用いた販促支援サービスが該当します。

対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社グループが主力としているソフトウェアテストサービスを中心としたソフトウェアの品質保証サービス及びソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスでは、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、請負契約に基づくものと履行割合型準委任契約に基づくものに大別されます。

請負契約に基づく履行義務は、契約に基づく成果物を顧客に対して納品の上、顧客の検収を受けることで、成果物の支配が顧客に移転すると判断していることから、その役務が完了し顧客による検収が行われた時点で充足されると判断しております。したがって、請負契約に基づく履行義務は、顧客に

よる検収が行われた時点で収益を認識しております。

他方、履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、契約に基づき、その役務を提供する義務を負っていることから、その役務を提供するにつれて充足されると判断しております。したがって、履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、その契約期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

当社グループでは上記のほか、PCの販売、インターネット広告関連サービス等を行っております。

PCの販売では、PCの引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。したがって、PCの販売においては、原則、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

インターネット広告関連サービスは、インターネット媒体における広告業務の取扱い等を行っております。これらは、インターネット広告の掲載をもって履行義務が充足されると判断しております。

LINEを用いた販促支援サービスでは、システム利用等のサービス提供は利用期間にわたって履行義務が充足されるため、契約で定められた利用期間に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の及ぶ期間（主に10年）にわたって、定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において有形固定資産の「その他」に含めておりました「土地」(前連結会計年度34百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度において区分掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「ポイント失効益」(前連結会計年度16百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度において区分掲記しております。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(のれん及び顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	7,866百万円
顧客関連資産	3,921百万円
減損損失	977百万円

上記の減損損失に、のれんに係る減損損失654百万円、顧客関連資産に係る減損損失177百万円が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、買収時の超過収益力を当該対象会社ののれんとして認識しており、原則として当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。また、企業買収に伴い識別可能資産として顧客関連資産が特定された場合、その顧客関連資産に配分すべき取得原価については、既存顧客との取引が継続する期間において享受できる超過収益力に基づく経済的便益を現在価値に割引いて計算しており、買収によって計上されたのれんと同一の資産グループにグルーピングしております。

減損の兆候の有無の判定については、原則として対象会社ごとに営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の悪化を把握した場合等の事象に基づき行っております。なお、当連結会計年度において一部の連結子会社はのれん及び顧客関連資産償却後の営業損益がマイナスとなっておりますが、のれん及び顧客関連資産償却後の営業損益の状況をモニタリングするとともに、当連結会計年度以降の事業計画における営業損益の見込みが明らかにマイナスとなっていないかを確認することで減損の兆候がないとの判断を行っております。

減損の兆候の有無を判定するに当たっては、買収時に見込んだ超過収益力の毀損の有無を判定するため、対象会社ごとに買収時に見込んだ将来計画の達成状況を確認し、また、その将来計画と翌連結会計年度の事業計画との比較を行っております。翌連結会計年度の事業計画は、対象会社の直近の事業計画の達成状況、受注実績や受注予測、対象会社を取り巻く経営環境、市場の動向等に基づき策定しております。

② 主要な仮定

減損の兆候の判定に用いている翌連結会計年度の事業計画の策定における主要な仮定は売上高成長率であり、過去の実績及び市場の成長率を考慮して決定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度の事業計画における主要な仮定は、不確実性が高く、将来の実績額との乖離が生じる可能性があります。翌連結会計年度の事業計画と実績額との乖離が生じた場合、翌連結会計年度において、減損の兆候があると判断され、その結果必要となる減損損失の認識の判定に基づき減損損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	245 百万円
土地	930 //
合計	1,176 百万円

(2) 担保に係る債務

1 年以内返済予定の長期借入金	58 百万円
長期借入金	456 //
合計	514 百万円

2 棚卸資産の内訳

商品	524 百万円
仕掛品	1,098 //
貯蔵品	3 //
合計	1,626 百万円

3 有形固定資産の減価償却累計額

3,366 百万円

4 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「9. 収益認識に関する注記（3）①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

5 流動負債その他及び固定負債その他のうち、契約負債の金額は、「9. 収益認識に関する注記（3）①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

6 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社グループにおいては、機動的な資金調達及び資本効率の改善を目的として、取引金融機関9行との間で、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	52,640 百万円
借入実行残高	- //
差引額	52,640 百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

1 投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券の一部（上場株式2銘柄）について、取得原価と比較して時価が著しく下落したため、投資有価証券評価損を計上しております。

2 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都渋谷区	その他	のれん 顧客関連資産	573 百万円
神奈川県海老名市 他	事業用資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他 のれん	404 百万円

当社グループは、原則として事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っており、のれんについては原則として会社単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、一部の連結子会社の取得時に認識したのれん及び顧客関連資産について、買収当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローを12.6%で割り引いて算定しております。

また、一部の連結子会社が保有する事業用資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローを12.7%で割り引いて算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 267,500,670株
- 2 配当に関する事項
該当事項はありません。
- 3 当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び数
普通株式 479,835株
- 4 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 55,500株

8. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは投資計画に照らして、必要な資金を主に借入金等により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等及びその他に関連する株式であり、投資先の業績変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、モニタリングしております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を確認するとともに、差入先ごとの残高管理を行っております。

営業債務である買掛金、未払費用、未払法人税等並びに未払消費税等は、1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

短期借入金は、主に運転資金及びM&A資金を目的としたものであります。また、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）は設備投資・運転資金を目的としたものであります。これらは、金利変動リスクに晒されておりますが、金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券（※2、3）			
関係会社株式	7,597	8,581	984
其他有価証券	1,713	1,713	—
(2) 敷金及び保証金	2,382	1,859	△523
資産計	11,693	12,154	460
(3) 長期借入金（※4）	12,036	12,030	△6
負債計	12,036	12,030	△6

（※1）現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、受取手形、売掛金、買掛金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等については、記載を省略しております。

（※2）投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

（※3）市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	256
組合等出資金	15

（※4）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,703	—	—	1,703
新株予約権	—	10	—	10
資産計	1,703	10	—	1,713

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	8,581			8,581
敷金及び保証金	—	1,859	—	1,859
資産計	8,581	1,859	—	10,440
長期借入金	—	12,030	—	12,030
負債計	—	12,030	—	12,030

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式（株式及び関係会社株式）は取引所の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

新株予約権は市場価格に基づき算定しておりますが、活発な市場で取引されているものではないため、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される金利をベースとした割引現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

① 顧客の種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	ソフトウェアテスト 関連サービス	ソフトウェア開発 関連サービス	その他近接 サービス	
エンドユーザー企業	62,260	13,042	8,816	84,119
パートナー企業	21,176	24,075	447	45,700
顧客との契約から生じる収益	83,437	37,118	9,264	129,819
外部顧客への売上高	83,437	37,118	9,264	129,819

(注) ソフトウェアテスト関連サービス及びその他近接サービスのエンドユーザー企業への収益には、顧客との契約から生じる収益以外の収益が含まれておりますが、重要性が乏しいため顧客との契約から生じる収益に含めて記載しております。

② 収益認識の時期別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	ソフトウェアテスト 関連サービス	ソフトウェア開発 関連サービス	その他近接 サービス	
一時点で移転される財又はサービス	8,242	5,269	6,292	19,804
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	75,194	31,848	2,972	110,015
顧客との契約から生じる収益	83,437	37,118	9,264	129,819
外部顧客への売上高	83,437	37,118	9,264	129,819

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	13,539	15,046
契約資産	266	354
契約負債	401	523

契約資産は、主として履行割合型準委任契約に基づくサービスについて、その履行義務の充足に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額

154円20銭

2 1株当たり当期純利益

33円93銭

(注) 1. 「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度 3,298,500株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度 3,354,480株）。

(注) 2. 当社は、2025年1月24日付で普通株式1株につき普通株式15株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、2025年9月12日に株式会社みずほ銀行との特別当座貸越契約に基づき、運転資金の借入を実施しております。

借入先	株式会社みずほ銀行
借入額	30億円
借入金利	基準金利+スプレッド
借入日	2025年9月12日
返済期日	2026年8月31日
担保の有無	無
保証の有無	無

(子会社の設立)

2025年10月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタルが同社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合（以下、本ファンド）を設立することを決議いたしました。

(1)設立の目的

M&Aを成長戦略の柱の1つとして掲げるM&A戦略のもと現在までに40件のM&Aと12件の資本業務提携などを通じて、多くのM&AとPMIに関わるノウハウやナレッジを蓄積してまいりました。さらには、当社グループのサービスの領域拡充とサービス力強化、それによる事業成長の加速を目的として2022年3月に当社グループのM&A及びPMIの戦略推進を目的とした投資子会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタルを設立し、当社グループとして、さらに機動的なM&Aを実現しています。

加えて、M&A戦略のさらなる強化を目指し、2025年9月1日には、ソフトバンク・ビジョン・ファンドのファウンディングメンバーの佐々木陽介氏を株式会社SHIFTグロース・キャピタルの顧問として招聘し、今まで以上に高い蓋然性と機動力を実現するM&A推進の強化を目指し、活動を始動しております。その中で、大きな戦略の柱として、この度のファンド設立にいたりました。本ファンド設立は、投資事業有限責任組合という形式をとることで幅広く市場を見ることに加えて、明確なM&Aポリシーと規律のもとで、一定の株式売却基準を設定することでM&Aの可能性をさらに広げてまいりたいと思います。

なお、佐々木氏が運用するファンドにも本ファンドに出資いただくことを予定しており、一般的な顧問の役割を超えて、同じ目線で戦略の遂行にご尽力いただけることとなりました。引き続き、M&Aや資本業務提携を通じて当社グルー

プの事業活動を拡大することで、IT業界、ひいては日本社会への価値提供を拡大していく所存です。

(2) 子会社の概要

名称	SGC 1 号投資事業有限責任組合		
本店の所在地	東京都港区麻布台 1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー		
事業の内容	国内のシステムインテグレーター及びシステムエンジニアリングサービス提供企業に対する投資		
出資の総額	30億円		
組成日	2025年10月31日（予定）		
	株式会社SHIFT （有限責任組合員）	89.1%	（予定）
出資者・出資比率	株式会社SHIFTグロース・キャピタル （無限責任組合員）	0.9%	（予定）
	他	10.0%	（予定）

12. その他の注記

（企業結合等関係）

株式会社KINSHAの株式の取得

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社KINSHA
事業の内容	ゲームデバッグ事業、人材派遣事業、翻訳事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社KINSHAは、エンターテインメント領域の大手企業を中心に顧客を持ち、コンシューマーゲームを中心としたゲームのテストから、ローカライズ、3D／2D制作まで幅広く事業を展開しております。特にゲームのテスト事業においては、20年近い実績をもち、深い知見をもつ従業員が多く在籍しております。

当社グループに参画することで、KINSHAはサービス機能の強化・拡大、新規顧客の更なる開拓、採用活動の強化、経営基盤の強化に取り組む予定であり、当社はコンシューマーゲーム市場を中心とした新規顧客獲得、さらには、コンシューマーゲーム市場を足掛かりとした海外展開も今後目指していくため子会社といたしました。

(3) 企業結合日

2025年3月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が現金を対価として株式会社KINSHAの株式を100%取得したためであります。

2 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年3月1日から2025年8月31日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,103百万円
取得原価		1,103百万円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 72百万円

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

303百万円

(2) 発生原因

主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	552	百万円
固定資産	1,322	〃
資産合計	1,875	百万円
流動負債	409	百万円
固定負債	665	〃
負債合計	1,075	百万円

(株式取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2025年4月4日付で、株式会社ライズ・コンサルティング・グループの普通株式の一部を取得すること及び同社と資本業務提携契約を締結することを決定し、同日付で株式譲渡契約及び資本業務提携契約を締結いたしました。なお本件については、2025年2月28日の取締役会にて前提条件を決議し、あわせて本件の決定について代表取締役に一任することを決議し、当該決議に基づき、2025年4月4日に決定しております。

また、当該株式の取得により、同社は当社グループの持分法適用関連会社となりました。

1 株式取得の概要

(1) 被投資会社の名称及びその事業の内容

被投資会社の名称	株式会社ライズ・コンサルティング・グループ
事業の内容	コンサルティング事業
持分法適用開始日	2025年5月31日
株式取得後の議決権比率	33%

(2) 株式取得の目的

当社はこれまで幅広い業界のお客様より幅広い領域の案件をご依頼いただけてきたなかで、より上流工程の需要が増えてまいりました。そうした需要に対応できるよう、当社としても経済圏を広げるべく、上流工程に対応できるハイスکیلエンジニアの採用を積極的に進めてまいりましたが、依然需要が大きく、お客様からの要望に対応しきれはおりませんでした。

そのようななか、コンサルティングなどの上流工程に強みを持つ株式会社ライズ・コンサルティング・グループと協業することで、当社グループとしても迅速にお客様からの需要に対応することができます。また、上流工程の案件獲得がさらに進むことで、当社の特に若手層のコンサルタントも実案件に対応しながらスキル向上・経験値の獲得の機会が増え、成長が加速することを期待しております。

また、当資本業務提携を通じて、当社のコンサルティング領域におけるプレゼンスおよびブランド価値の向上が見込まれ、それに伴う案件単価の上昇にも寄与するものと考えております。さらに、上流工程から開発・テストなどの下流工程まで、一気通貫で対応可能な体制が強化されることで、当社の受注機会の拡大にもつながることが期待され、株式取得及び資本業務提携を決定いたしました。

(3) 株式取得日

2025年4月24日

- 2 連結計算書類に含まれる被投資会社の業績の期間
2025年6月1日から2025年8月31日まで

- 3 被投資会社の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	7,618 百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー等に対する報酬・手数料等	49 //
取得原価		7,668 百万円

- 4 発生した投資有価証券に含まれる「のれん」相当の金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生した投資有価証券に含まれる「のれん」相当の金額

4,121百万円

- (2) 発生原因

主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

- (3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

- 5 発生した投資有価証券に含まれる、のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び種類

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	4,838百万円	11年～25年

顧客関連資産の時価は、既存顧客との取引が継続する期間において享受できる超過収益力に基づく経済的便益を現在価値に割引いて計算しており、測定における主要な仮定は顧客減少率及び割引率です。顧客減少率は市場環境、取引先との関係等を勘案しつつ過去の取引実績に照らし、個別に判断しており、また、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

- (株式付与ESOP信託)

当社は、当社グループ従業員（以下、「従業員」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

- 1 取引の概要

当社は、従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、株式付与ESOP信託を2016年1月15日より導入しております。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は、あらかじめ定める株

式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場からあらかじめ定める取得期間中に取得いたします。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の業績貢献やビジネスプラン達成度に応じて、当社株式を在職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効であります。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末でそれぞれ、4,927百万円、3,298,500株であります。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (3～5年)、のれんについては投資効果の及ぶ期間 (10年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく当社及び連結子会社の従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度における株式の交付見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社では、ソフトウェアテストサービスを中心としてソフトウェアの品質保証サービスやソフトウェアの品質向上のためのソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスを展開しております。これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しております。

対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社が主力としているソフトウェアテストサービスを中心としたソフトウェアの品質保証サービス及びソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスでは、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、請負契約に基づくものと履行割合型準委任契約に基づくものに大別されます。

請負契約に基づく履行義務は、契約に基づく成果物を顧客に対して納品の上、顧客の検収を受けることで、成果物の支配が顧客に移転すると判断していることから、その役務が完了し顧客による検収が行われた時点で充足されると判断しております。したがって、請負契約に基づく履行義務は、顧客による検収が行われた時点で収益を認識しております。

他方、履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、契約に基づき、その役務を提供する義務を負っていることから、その役務を提供するにつれて充足されると判断しております。したがって、履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、その契約期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいております。なお、履行義務の充足に

係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

（市場価格のない関係会社株式の評価）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない関係会社株式	25,116 百万円
関係会社株式評価損	489 百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。市場価格のない関係会社株式の実質価額は、発行会社の超過収益力を反映して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しております。超過収益力の毀損の有無の判断に当たっては、投資時の事業計画の達成状況や、将来の成長性及び業績に関する見通し等を総合的に勘案して検討しております。

なお、当事業年度において一部の関係会社株式の実質価額が取得原価と比較して著しく低下したと認められたため、取得原価を実質価額まで減額し、関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。

② 主要な仮定

超過収益力の毀損の有無の判断に用いている翌事業年度の事業計画の策定における主要な仮定は、売上高成長率であり、過去の実績及び市場の成長率を考慮して決定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度の事業計画における主要な仮定は、不確実性が高く、将来の実績額との乖離が生じる可能性があります。翌事業年度の事業計画と実績額との乖離が生じた場合、翌事業年度において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,432 百万円 |
| 2 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 116 百万円 |
| 短期金銭債務 | 853 百万円 |
| 3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約 | |

当社においては、機動的な資金調達及び資本効率の改善を目的として、取引金融機関6行との間で、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末における借入実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	51,900 百万円
借入実行残高	— //
差引額	51,900 百万円

5. 損益計算書に関する注記

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| 1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額 | |
| 営業取引（収入分） | 440 百万円 |
| 営業取引（支出分） | 8,533 百万円 |
| 営業取引以外の取引（収入分） | 90 百万円 |
| 営業取引以外の取引（支出分） | 35 百万円 |

2 投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券の一部（上場株式2銘柄）について、取得原価と比較して時価が著しく下落したため、投資有価証券評価損を計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	4,215,507 株
------	-------------

上記普通株式数には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式3,298,500株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	199	百万円
未払費用	288	〃
未払金	46	〃
未払地代家賃	92	〃
敷金及び保証金	29	〃
減価償却超過額	184	〃
投資有価証券評価損	1,099	〃
関係会社株式評価損	173	〃
株式引受権	144	〃
資産調整勘定	186	〃
資産除去債務	205	〃
その他有価証券評価差額金	15	〃
その他	194	〃
繰延税金資産小計	2,860	百万円
評価性引当額	△1,572	〃
繰延税金資産合計	1,288	百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△58	百万円
資産除去債務に対応する 除去費用	△182	〃
繰延税金負債合計	△241	百万円
繰延税金資産純額	1,046	百万円

2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に公布されたことに伴い、2026年9月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い2026年9月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率の変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社デケム	1百万円	経営コンサルティング	直接100.0	資金の援助	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金(注)2	1,850
子会社	株式会社システムアイ	25百万円	ソフトウェア開発 関連サービス	直接100.0	業務委託 資金の借入	資金の借入	—	関係会社短期借入金	1,250
子会社	株式会社クラブネッツ	100百万円	販促サービス	直接100.0	資金の借入	資金の借入	—	関係会社短期借入金	1,700

(注)1 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付及び資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注)2 関係会社長期貸付金に対し、54百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において16百万円貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額

128円90銭

2 1株当たり当期純利益

35円05銭

(注)1 「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度3,298,500株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度 3,354,480株)。

(注)2 当社は、2025年1月24日付で普通株式1株につき普通株式15株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載の「(多額な資金の借入)」及び「(子会社の設立)」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

(共通支配下の取引等)

(株式会社KINSHAの株式に係る吸収分割)

当社は、2025年10月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタルが保有する株式会社KINSHAの株式を吸収分割により当社に承継することを決議しました。

1 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

当社の連結子会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタルが保有する株式会社KINSHAの株式

(2) 企業結合日

2025年11月30日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

株式会社SHIFTグロース・キャピタルを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。なお、当該吸収分割は、当社と当社の連結子会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタルとの間で行われるため、無対価で行う予定です。

2 承継資産の金額

承継する資産の金額 1,175百万円(予定)

(株式会社KINSHAの吸収合併)

当社は、2025年10月14日開催の取締役会において、同日に決議された上記事項(株式会社KINSHAの株式に係る吸収分割)の株式会社KINSHAを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しました。

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社KINSHA

事業の内容 ゲームデバック事業、ローカライズ、3D、グラフィック事業

(2) 企業結合日

2025年12月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社KINSHAを消滅会社とする吸収合併であります。

(4) 結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

(5) 合併の目的

京都に本社を構え、老舗のゲームデバック事業者でローカライズ、3D、グラフィック事業を展開している株式会社KINSHAは2025年3月より当社グループに参画いたしました。業界特性上、迅速な連携と意思決定が重要であること、また、バックオフィスなど互いに保有する機能を共通化することによって、経営の効率化と両社のエンターテインメント事業のシナジー加速を目指し、合併することとなりました。

(6) 合併に係る割当内容

本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払いの予定はありません。

(7) 被結合企業の直前事業年度の財政状態及び経営成績

資産	1,294 百万円
負債	865 百万円
純資産	429 百万円

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

13. その他の注記

(共通支配下の取引等)

株式会社SHIFT Enterprise Consultingの吸収合併

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社SHIFT Enterprise Consulting
	・ IT及び経営に関するコンサルティング、調査研究、教育並びに指導
事業の内容	・ コンピュータ・ソフトウェアの企画、開発、販売及びリース業務
	・ 各種アプリケーションソフトの企画、開発、制作、配信、管理、運営及び販売

(2) 企業結合日

2025年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社SHIFT Enterprise Consultingを消滅会社とする吸収合併であります。

(4) 結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社SHIFT Enterprise Consultingは、当社グループにおけるERP事業の強化を目的として、ERP事業を展開するグループ会社を包括し、ERP事業を推進

する会社として設立し、事業の拡大を進めてまいりました。このたび、当社におけるERP事業の需要活性化など、株式会社SHIFT Enterprise Consulting設立時より取り巻く環境が変わったことに起因し、専門会社としてではなく、当社の中で事業を展開するよう方針変更したことにより、合併に至りました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（株式付与ESOP信託）

連結注記表の「12. その他の注記」に記載の「(株式付与ESOP信託)」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

2025年10月22日

株式会社SHI FT
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 博 貴
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南山 智 昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 下 賢 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SHI FTの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHI FT及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年10月22日

株式会社SHI FT
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 博 貴
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南山 智 昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 下 賢 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHI FTの2024年9月1日から2025年8月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月23日

株式会社SHIFT 監査等委員会

監査等委員

新井 優介

監査等委員

谷中 直子

監査等委員

中垣 徹二郎

（注）監査等委員新井優介、谷中直子及び中垣徹二郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上